平成27年第5回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 116 号

佐伯市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 改正について

地方公務員災害補償法施行令の一部改正の趣旨に鑑み、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償に係る規定を整備しようとするものである。

条例では、災害補償において、年金たる補償(傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金)及び休業補償の支給について、当該補償の受給権者に、同一の事由により他の法令による年金たる給付が支給される場合には、調整を行うことが規定されている。当該規定について、政令の改正に準じた所要の整備を行う。

議案第 117 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、本年9月定例会において、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、本条例を制定したが、その後、国の特定個人情報保護委員会から「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」が示されたことから、市民の利便性の向上や行政の効率化が図られる事務を選定し、独自利用事務並びに庁内連携及び機関連携に係る事務及び特定個人情報を追加するため改正をしようとするものである。

また、独自利用事務で、事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した 書面の提出その他の個人番号を利用した事務を行う者が想定されるため、これらの者に ついて個人番号を利用することができるよう規定するものである。

<事務及び特定個人情報の追加について>

◎独自利用事務の追加(別表第1)

「外国人生活保護事務」など、7事務を新たに追加するものである。

◎庁内連携する事務及び特定個人情報の追加(別表第2)

新たに独自利用事務(6事務)及び法定事務(15事務)を庁内連携する事務として追加するとともに、既に規定している1事務を加えた22事務において利用する特定個人情報を追加するものである。

◎機関連携する事務及び特定個人情報の追加(別表第3)

新たに独自利用事務(奨学金事務)を機関連携する事務として追加するとともに、「奨 学金事務」及び「就学援助事務」において利用する特定個人情報を追加するものである。

議案第 118 号

佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について

本市の審議会等への会議の出席について、県外から出席することを常態とする非常勤特別職の職員に係る費用弁償(職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付)の額を整備しようとするものである。当該費用弁償について、要した交通の実費相当額を、市職員旅費条例の範囲内で支給することができるようにするもの。

議案第 119 号

佐伯都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

鶴望処理分区で公共下水道の整備工事を実施することに伴い、新たに受益者負担金の額を定めようとするものである。当該負担区の受益者負担金の額を1平方メートル当たり450円とする。

議案第 120 号

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字守後浦)

大分県が実施した県道大入島南循環線道路改良工事の公有水面埋立てに伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。

埋立ての場所:佐伯市大字守後浦字居浦819の5の地先の公有水面

埋立地の用途:道路用地 埋立地の面積:110.81 ㎡

編入する字:大字守後浦字居浦

議案第 121 号

工事請負契約の変更について (平成 26 年度社交第 11-A98 号市道沖松浦線 二又トンネル (仮称) 新設工事)

平成 26 年度社交第 11-A98 号市道沖松浦線二又トンネル(仮称)新設工事(平成 26 年9月定例会で契約の締結について議決済み)において、工事実施により掘削断面(切羽)の地質状況が明らかになった結果、当該工事が安価な工法で施工できることとなったため、契約金額を減額しようとするものである。

契約の相手方 豊後高田市香々地 4089 番地

管・佐々木特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社菅組 代表取締役 堤 俊之

◎契約変更事項 契約金額

旧 880,848,000 円 → 新 821,067,840 円 (59,780,160 円の減額)

議案第 122 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法の規定により議会の議決を求めようとするものである。

- ・豊南団地線は、王子丸区・豊南団地内の道路を新たに認定するもの
- ・春日通り坂ノ浦線は、国道 217 号の交差点改良に伴い終点を変更するため廃止し、改めて認定するもの
- ・坂ノ浦線は、国道217号の交差点改良に伴い廃止するもの
- ・前高板屋線は、県道三重弥生線の改良工事に伴い旧道を市道に移管するため、新たに 認定するもの
- ・元猿集会所前線は、元猿集会所前の道路を新たに認定するもの
- ・元猿循環2号線は、元猿循環線と接続している道路を新たに認定するもの
- ・野々河内2号線は、東九州自動車道の建設に伴い工事用道路等を新たに認定するもの
- ・かまえインターパーク線は、かまえインターパークの出入口の一部を新たに認定する もの
- ・ 芹川 2 号線は、東九州自動車道の建設に伴い工事用道路等を新たに認定するもの
- ・祇園支線は、祇園線と宮の内線とを接続する道路を新たに認定するもの

議案第 123 号

佐伯市一般廃棄物処理施設条例及び佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

平成 27 年度末をもってエコセンター蒲江を廃止することから、関連条項を改正するとともに、経過措置として、平成 28 年度に同施設で搬入ごみの受け入れを行うため、規定の整備をしようとするものである。

議案第 124 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

佐伯市蒲江リサイクル石けん工場条例を廃止しようとするものである。

本市が実施している佐伯市バイオディーゼル燃料推進事業の推進により、佐伯市蒲江リサイクル石けん工場の設置目的が達成可能であることから、同工場を廃止する。

議案第 125 号

佐伯市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴う徴収の猶予及び換価の猶予に関する規定を新たに整備し、 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制 定に伴う規定の整備及び減免申請期限の改善措置を講じるため規定の整備をしようと するものである。

<主な改正の内容>

◎納税猶予制度の見直し

納税者の負担軽減を図り、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、申請に基づく換価の猶予制度が創設され、現行の納税猶予制度の見直し及び地域の実情等に応じて条例で定める仕組みが導入されたため、手続等に関する規定を定めるもの

(1) 徵収猶予

猶予金額の分割納付方法、申請書の記載事項及び添付書類、申請書の訂正期間並び に担保の徴取基準に関する規定を定める。

(2)職権による換価の猶予

猶予金額の分割納付方法及び担保の徴取基準に関する規定を定める。

(3) 申請による換価の猶予

猶予金額の分割納付方法、申請書の記載事項及び添付書類、申請書の訂正期間、猶予の申請期限並びに担保の徴取基準に関する規定を定める。

◎番号法の施行に関する事項

番号法の施行に伴い、個人番号及び法人番号についての規定を整備する。

◎減免申請期限の見直し

市民税、固定資産税及び軽自動車税等の減免について、申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改める。

議案第 126 号

佐伯市米水津海辺の村交流館条例の一部改正について

米水津海辺の村交流館の改修に伴い、交流の拠点として利用の促進を図っていくため、利用時間及び休館日を定めるとともに、利用の制限及び使用料を改めようとするものである。

議案第 127 号

佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定について

佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の管理を行う指定管理者を指定しようと するものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 128 号

佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定について

佐伯市佐伯児童館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 129 号

佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する 指定管理者の指定について 佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 130 号

佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定について

佐伯市蒲江児童館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。 (別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 131 号

さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について

さいき元気っ子クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。 (別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 132 号

にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について

にじの丘児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。 (別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 133 号

切畑児童クラブの指定管理者の指定について

切畑児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。 (別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 134 号

佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 135 号

佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦 児童館を併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦

浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦児童館を併せて管理 する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 136 号

佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを 併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを併せて 管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 137 号

佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウス及び佐伯 市弥生老人顔の家を併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウス及び佐伯市弥生老 人憩の家を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 138 号

佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 139 号

佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 140 号

佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 141 号

佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの管理を行う指定管理者を指定しようとする ものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 142 号

佐伯市東老人憩の家ほか 16 老人憩の家の指定管理者の指定について

佐伯市東老人憩の家ほか 16 老人憩の家の管理を行う指定管理者を指定しようとする ものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 143 号

佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について

佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 144 号

佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について

佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 145 号

佐伯市国民健康保険米水津診療所及び佐伯市国民健康保険大入島診療所を併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市国民健康保険米水津診療所及び佐伯市国民健康保険大入島診療所を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 146 号

佐伯市国民健康保険因尾診療所及び佐伯市本匠高齢者生活福祉センターを併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市国民健康保険因尾診療所及び佐伯市本匠高齢者生活福祉センターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 147 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件について和解し、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を 求めようとするものである。

事 件 名:佐伯市立蒲江小学校敷地内で発生した物損事故に係る損害賠償事件

相 手 方: 佐伯市蒲江大字西野浦 2460 番地 千﨑幸一

事件の概要: 平成27年9月4日午後7時30分頃、佐伯市立蒲江小学校敷地内におい

て、相手方の妻が、子どもの課外活動の送迎のため、相手方が所有する 普通自動車を駐車しようとした際、給食搬入路横の側溝のグレーチング

不良が原因で、当該普通自動車の底面部を破損した。

和解内容: 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額:170,000円(保険適用範囲内)

(車両修理費:170,000円)

議案第 148 号

工事請負契約の変更について (平成 26 年度蒲江統合小学校校舎建設 (建築主体)工事)

平成 26 年度蒲江統合小学校校舎建設(建築主体)工事(平成 26 年 12 月定例会で契約の締結について議決済み)において、特殊基礎工事に係るセメント添加量の増加に要する経費等の追加に伴い、契約金額を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更しようとするものである。

契約の相手方 大分市中島中央3丁目1番11号

平倉・谷川特定建設工事共同企業体

代表構成員 平倉建設株式会社

代表取締役 平倉 啓貴

◎契約変更事項 契約金額

旧 982,800,000 円 → 新 1,001,009,880 円 (18,209,880 円の増額)

議案第 149 号

佐伯市うめキャンプ村条例の一部改正について

佐伯市うめキャンプ村の施設のうち、観光ボートを廃止するため、当該施設の利用料 金に係る規定を廃止しようとするものである。

(例規集第4巻90700ページ)

議案第 150 号

三余館の指定管理者の指定について

三余館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 151 号

佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

佐伯市シルバーワークプラザの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 152 号

佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定 管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 153 号

佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について

佐伯市米水津ふるさと物産館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 154 号

工事請負契約の変更について (平成 27 年度漁港施設機能強化事業元猿漁港整備工事)

平成27年度漁港施設機能強化事業元猿漁港整備工事(平成27年9月定例会で契約の締結について議決済み)において、事業の進捗を図るため、全体計画に基づき、消波工を追加施工することに伴い、工事請負契約を変更しようとするものである。

契約の相手方 佐伯市 9030 番地

南九·丸和特定建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社南九建設 代表取締役 佐藤 優

◎契約変更事項 契約金額

旧 170,856,000 円 → 新 194,556,600 円 (23,700,600 円の増額)

議案第 155 号

佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定について

佐伯市グリーンピア大越の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 156 号

高松地区漁村センターほか2漁村センター等の指定管理者の指定について

高松地区漁村センターほか2漁村センター等の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 157 号

佐伯市府坂地区林業集会センターほか 11 林業集会施設の指定管理者の指定に ついて

佐伯市府坂地区林業集会センターほか 11 林業集会施設の管理を行う指定管理者を指 定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 158 号

佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの指定管理者の指定 について

佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの管理を行う指定管理者を 指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 159 号

佐伯市元田地区多目的集会施設ほか 10 多目的集会施設等の指定管理者の指定 について

佐伯市元田地区多目的集会施設ほか 10 多目的集会施設等の管理を行う指定管理者を 指定しようとするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 160 号

佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定について

佐伯市宇目酒利交流施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。 (別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 161 号

佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について

佐伯市深島みそ生産施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。 (別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 162 号

佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定について

佐伯市間越特産品加工施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。 (別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 163 号

佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定について

佐伯市宇目しいたけ団地の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。 (別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 164 号

佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定について

佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の管理を行う指定管理者を指定しよう とするものである。

(別冊「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

専決処分の報告

報告第22号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項本 文の規定により、平成27年10月2日付けで専決処分したので、同条第3項の規定によ り報告し、議会の承認を求めるものである。

事 件 名:佐伯市大字長谷 4863 番地1付近の市道パークウェイ線で発生した車両 損傷事故に係る損害賠償事件

相 手 方:佐伯市大字長良 2536 番地 岩田真千子

事件の概要:平成27年7月30日午前10時頃、上記事故の場所で佐伯市嘱託職員が

草刈作業中に刈払機で小石をはね、相手方が所有する軽自動車の左側前

部ドア中央部付近を損傷した。

和解内容:佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額:94,641円(保険適用範囲内)

(車両修理費:94,641円)

報告事項

第25号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項(1件200万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告するものである。

専決処分日: 平成 27 年 10 月 21 日

事故の場所:大分市大字旦野原847番地の3の大分県自治人材育成センター駐車場

相 手 方:別府市上野口町1番15号 別府市 市長 長野恭紘

事故の概要:平成27年9月16日午後4時30分頃、上記事故の場所で佐伯市職員が

市有自動車を駐車場所から正面玄関に移動させ同乗者が乗車後、発車する際に当該市有自動車の前方に停車中の車両があったため後退したところ、後方確認が不十分であったため、後方で停車中の相手方が所有す

る普通自動車に接触し、当該普通自動車の右側前部を損傷した。

和解内容: 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額:72,424円(保険適用範囲内)

(車両修理費: 72,424円)

第26号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第25号報告と同様の報告である。

専決処分日:平成27年11月16日

事故の場所:佐伯市向島2丁目1093番地の駐車場

相 手 方: 別府市北浜3丁目11番25号 濵島正行

事故の概要:平成27年10月17日午後9時頃、上記事故の場所で佐伯市職員が市有

自動車に乗車し、発進した際、右側後方の確認が不十分であったため、右側に並列駐車していた相手方が所有する普通自動車に接触し、当該普

通自動車の左側前部を損傷した。

和解内容: 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額:106,175 円(保険適用範囲内)

(車両修理費:67,295円、代車費用:38,880円)

第27号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第25号報告と同様の報告である。 専決処分日:平成27年9月30日 事故の場所:佐伯市常盤西町4番11号の佐伯眼科駐車場

相 手 方:大分市大在中央1丁目4番10号 医療法人孟和会 理事長 岸 尚文

事故の概要:平成27年8月21日午後1時20分頃、上記事故の場所で佐伯市職員が

市有自動車に乗車し、後方発進した際、後方確認が不十分であったため、後方で停車中の相手方が所有する普通自動車に接触し、当該普通自動車

の右側前部を損傷した。

和解内容: 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額:906,731円(保険適用範囲内)

(車両修理費:690,000円、引取納車・代車費用:216,731円)

第28号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第25号報告と同様の報告である。

専決処分日: 平成 27 年 10 月 19 日

事故の場所:大分市乙津町1番1号付近の国道197号

相 手 方:佐伯市大字鶴望 2698 番地 株式会社ワイエス 代表取締役 染矢恭之

事故の概要: 平成27年9月2日午後0時30分頃、上記事故の場所で、店舗駐車場か

ら佐伯市職員が市有自動車を運転して片側2車線の国道 197 号に進入 した際、当該駐車場から数えて2車線目まで当該市有自動車がはみ出し、 当該車線を走行中の相手方が所有する普通自動車に接触し、当該普通自

動車の左側後部を損傷した。

和解内容: 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額:67,084円(保険適用範囲内)

(車両修理費:64,584円、代車費用:2,500円)

第 29 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第25号報告と同様の報告である。

専決処分日: 平成 27 年 11 月 16 日

事故の場所:大分市大字中戸次5111番地の6の店舗駐車場

相 手 方:臼杵市大字武山802番地 児玉幸子

事故の概要: 平成27年9月15日午前11時15分頃、上記事故の場所で佐伯市職員が

市有自動車を駐車した際、パーキングブレーキの踏込みが不十分であった等の原因により当該市有自動車が前進し、前方で駐車中の相手方が所

有する軽自動車に接触し、当該軽自動車の右側後部を破損した。

和解内容: 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額:192,931 円(保険適用範囲内)

(車両修理費:115,171円、代車費用:77,760円)

第30号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第25号報告と同様の報告である。

専決処分日: 平成27年9月18日

事故の場所:佐伯市弥生大字上小倉1234番地1の佐伯市弥生スポーツ公園駐車場

相 手 方:別府市楠町8番7号 黒田高臣

事故の概要:平成27年7月29日午後4時35分頃、上記事故の場所で佐伯市嘱託職

員が市有自動車で方向転換をしようとして後進していた際、後方確認が 不十分であったため、後方で駐車中の相手方が所有する普通自動車に接

触し、当該普通自動車の左側後部を損傷した。

和解内容: 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額:174,800円(保険適用範囲内)

(車両修理費:119,800円、休車損害:55,000円)